

<ベトナムのデータ法（2025年7月1日施行予定）>

※日本語版と英語版では同じトピックですが、視点を変えてご説明しています。

2025年3月13日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

I. はじめに

ベトナム国会は、2024年11月30日付でデータ法（60/2024/QH15、以下「データ法」といいます。）を制定し、同法は2025年7月1日より施行される予定です。

これに先立ち、ベトナムではすでに「個人データ保護政令」（13/2023/ND-CP）が施行されており、さらに2026年1月1日には「個人データ保護法」の施行が予定されるなど、個人データ・個人情報に関する規制の整備が進められています。

本法は、個人情報に限定されないデジタルデータ全般の取扱いを規律するものであり、個人データ保護に関する既存の規制との関係を含め、企業が負う義務について正確に理解することが、ベトナムにおいて事業を行う上で不可欠です。

II. 規制対象について

規制対象となる行為主体は、ベトナムの法人・個人、ベトナムの外国法人・外国人、ベトナムにおけるデジタルデータ関連業務に従事する外国法人・外国人となっています。

規制対象はデジタルデータであり、デジタルデータとは、音声・画像・数字・文字・記号又はそれらを組み合わせたデジタル形式のデータです。

III. 遵守すべき義務及びデータ法の目的について

デジタルデータを取り扱う企業が遵守すべき主な義務としては、下記が挙げられます。

- デジタルデータへのアクセス・利用・使用における公開性・透明性・平等性・安全性の確保（データ法5条）
- デジタルデータ処理等により国・社会秩序、法人・個人の正当な権利等を侵害しないこと（データ法10条）
- 適切なデジタルデータ管理（データ法15条）
- 非常時の国へのデジタルデータ提供（データ法18条2項）
- デジタルデータの確認・認証（データ法20条）
- デジタルデータ処理のリスク評価・是正・通知（データ法25条）
- デジタルデータ関連製品・サービスを提供する場合の法令遵守（データ法39条～43条）

デジタルデータの越境移転については、既に個人データ保護政令でも規定がありますが、データ法でも規制される予定です。ただし、現状は詳細が公開されていないため、詳細を説明する政令・通達の発表を待つ必要があります（データ法23条4項）。同様に、適切なデジタルデータ管理、非常時の国へのデジタルデータ提供、デジタルデータの確認・認証、デジタルデータ処理のリスク評価・是正・通知及びデジタルデータ関連製品・サービスを提供する場合の法令遵守に関しても、現状は詳細が公開されていないため、詳細を説明する政令・通達の発表を待つ必要があります（データ法15条5項、18条4項、20条3項、25条5項、39条5項、40条3項、41条3項、42条4項、43条5項）。

なお、ベトナム政府・国家が全国総合デジタルデータベースを構築し、デジタルデータセンターを設置・運用すること、企業等が当該データベースの利用料を支払う必要があることなども記載されています（データ法30条～38条、44条1項）。こちらも現状は詳細が公開されていないため、詳細を説明する政令・通達の発表を待つ必要がありますが、これによつ

て行政手続や公共サービスのオンライン化を実施して、特に建設業許可取得のような省庁間の連携が必要な手続の所要時間を短縮し、行政手続や公共サービスの合理化・効率化を達成する目的があるものと考えられており、企業としてデータ法の内容を理解しておくことは極めて重要であるといえます。

IV. 罰則・効果

現状はデータ法の義務に違反したことに対する罰則及び是正措置に関する規定はありません。

V. 「個人データ保護政令」(PDPD) への影響、他の法律への影響

データ法 4 条において、データ法施行前に施行された法律がデータの保護等に関して規定していて、データ法の規定に反しない場合には、当該法律の規定が適用されることになっていきます。また、データ法施行後に施行された法律がデータ法の規定と異なる規定を定めている場合には、どちらが適用されるかをデータ法が決定するとされています。

現状は詳細が不明ですが、今後の法・政令・通達においてデータ法と異なる規定がある法律に関してはどちらの規定が優先するかが公表される予定です。現状、データ法の規定と異なる規定を持つ法・政令・通達が何かをデータ法が特定していないため、個人データ保護政令(PDPD) の規定とデータ法の規定が異なるのかも不明ですが、今後のデータ法に関連する法・政令・通達の公表に注目する必要があります。

また、データ法 44 条 2 項において、電子取引法(20/2023/QH15) 3 条 8 項のデジタルデータの簡単な定義が無効とされるなど(データ法 3 条 1 項でデジタルデータに関する定義が規定されたためと思われる)、電子取引法に変更が加えられている点にも留意する必要があります。

◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者について> 本記事に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。



山本 大輔

One Asia Lawyers ベトナム事務所 弁護士

2015 年の弁護士登録後、企業法務を専門に扱う弁護士法人で主に訴訟・紛争解決、労働法関連、コーポレート、M&A などの各分野で法律相談、文書作成、訴訟・紛争対応等を行ってきた。2021 年から 2023 年のアメリカのロースクールへの留学、アメリカの法律事務所での研修を経て、海外における日系企業に万全のサポートをしたいと考え、2024 年より弁護士法人 One Asia に入所(ベトナム担当)。

訴訟・紛争、労働、コーポレートを中心に企業法務に関与してきた経験を活かし、ベトナムにおける企業への法的助言を行い、日本とベトナムの発展に貢献することを目標に活動する。

daisuke.yamamoto@oneasia.legal